藍住町一般廃棄物（廃プラスチック類）処理等業務委託
【公募型プロポーザル実施要領】

令和８年１月

藍　住　町

藍住町一般廃棄物（廃プラスチック類）処理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和８年１月１５日

１　趣旨

この要領は、藍住町一般廃棄物（廃プラスチック類）処理等業務について、予算の範囲内で、適正処理及びリサイクル推進可能な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続き等に関し、必要な事項を定める。

２　業務概要

（１）業務名

藍住町一般廃棄物（廃プラスチック類）処理等業務

（２）業務目的

藍住町（以下「町」という。）の区域内で排出される一般廃棄物のうち、廃プラスチック類の処理等の業務について、公募型プロポーザル方式により評価することで、適正処理及びリサイクル推進可能な事業者を選定し、環境へ配慮したより一層の処理業務の質的向上と効率的な行政運営に資することを目的とする。

（３）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（４）委託期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

３　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本要領及び関係法令等を遵守し、受託業務を遂行できる十分な人員、財政的規模、経験及び技術的能力等を有する事業者で、次の要件を満たす者とする。

（１）国税及び地方税を滞納していない者であること。

（２）町が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）に参加する資格を有する者であって、受託候補者特定の日までに営業品目を「一般廃棄物処理」又は「一般廃棄物収集」で登録されている者であること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（４）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがな

されていない者であること。

（６）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（７）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

（８）直近３年以内に徳島県内において業として一般廃棄物処理の実績があること。

（９）藍住町暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置対象者でないこと。

(10) 徳島県及び町の指名停止措置を受けていない者であること。

(11) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の命令がなされていない者であること。

(12) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。

４　日程

項目	期限等
公募型プロポーザル実施の公表	令和８年１月１５日（木）
参加表明書提出期限	令和８年１月２８日（水）午後５時まで
質問受付期限	令和８年１月２３日（金）午後５時まで
質問回答日	令和８年１月２７日（火）
参加資格確認結果の通知	令和８年１月３０日（金）
提案書等提出期限	令和８年２月１０日（火）午後５時まで
１次審査日（書面審査）	令和８年２月中旬（予定）
２次審査日（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和８年２月下旬（予定）
結果通知及び公表	令和８年３月上旬（予定）
契約締結	令和８年３月上旬（予定）
業務開始	令和８年４月１日（水）から

５　質問の受付及び回答

（１）提出期限

令和８年１月２３日（金）午後５時まで（必着）

（２）提出方法

質問書（様式６）により、持参又は電子メールにより提出すること。

（３）回答日

令和８年１月２７日（火）

（４）回答方法

町ホームページで回答する。

６　参加申込みの手続き

（１）受付期間

令和８年１月１５日（木）から令和８年１月２８日（水）午後５時まで（必着）

（２）提出書類

ア　参加表明書（様式１）

イ　参加資格確認書（様式２）

ウ　徳島県内において業として一般廃棄物処理の実績を確認できる書類

エ　直近１年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

オ　直近１年分の法人県民税、法人事業税等の納税証明書

カ　商業登記簿謄本

キ　町税等の納税状況調査同意書（様式７）

ク　藍住町暴力団等排除措置要綱に係る誓約書（様式８）

ケ　委任状（手続き等の委任を行う場合）（様式９）

※エ～カの書類は発行後３か月以内のもの。

（３）提出部数

２部（正本１部　副本１部）

（４）提出方法

持参又は郵送

※郵送で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

（５）参加資格確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和８年１月３０日（金）までに参加資格確認結果を書面で通知する。

７　提案書等の提出

（１）提出期限

令和８年２月１０日（火）午後５時まで（必着）

（２）提出書類

参加資格を有する者は、次の書類（以下「提案書等」という。）を提出すること。

なお、事前に藍住町西クリーンステーションで廃プラスチック類の集積場の現

状確認をすること。

ア　申込者の概要について（様式３）

イ　受託後の運営プランについて（様式４－１）

ウ　参考見積書（様式４－２）

※見積は運搬費及び処分費等の１トン当たりの単価とすること。

エ　プラスチック資源循環促進への対応について（様式５）

オ　直近３期分の財務諸表（決算報告書）

カ　プレゼンテーションの説明資料

キ　その他参考資料（会社や施設のパンフレットなど）

現状確認に関する問合せ先

所在地　　〒771-1230　藍住町富吉字大向５番地１
藍住町西クリーンステーション

電話　　(088) 692-7411

電子メール　aizuminishics@mc.pikara.ne.jp

（３）提出部数

１０部（正本１部　副本９部）

（４）提出方法

持参又は郵送

※郵送で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

（５）作成要領

ア　提出書類はＡ４判縦、横書き、左綴じ、ページ番号を付し、文字サイズを１１ポイント以上とすること。

イ　提出書類の項目（アからキ）の順番で製本し、インデックスを付け、１部ずつ簡易なＡ４ファイルに綴じること。

８　選定方法等

（１）審査方法

審査は「藍住町一般廃棄物処理等業務委託選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。選定委員会は、１次審査（書面審査）及び２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、合計得点が最も高い提案者を受託候補者に、次に合計得点が高い提案者を次点候補者として選定する。

（２）１次審査

審査は、書面審査で行う。選定委員会が審査基準により評価、配点を行い、得点の高い者から最大４者を２次審査の対象とする。

1次審査

大項目		小項目		評価の視点
項目	点数	項目	点数	
事業所の状況	15	資本金	5	安定的な業務継続は可能か
		経歴（創業年数）	5	安定的な業務継続は可能か
		従業員数	5	安定的な業務継続は可能か
財務内容	25	自己資本比率（直近3期平均）	10	経営状態は安定しているか
		総資産額（直近3期平均）	5	経営状態は安定しているか
		経常利益	5	経営状態は安定しているか
		売上高（直近3期平均）	5	経営状態は安定しているか
業務実績	40	中間処理の受託、許可実績（直近3期の最大量）	40	過去に廃棄物業務の実績はあるか
参考見積価格	120	価格	120	妥当な提案価格か
合計	200			

（３）２次審査

審査は、提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会が審査基準により評価、配点を行う。実施方法等の詳細は、別紙「プレゼンテーション・ヒアリング実施要領」を参照すること。

2次審査

大項目		小項目		評価の視点
項目	点数	項目	点数	
業務の運営体制	70	車両計画（台数、車種、積載量、予備車等）	10	具体性があり、業務を安全かつ確実に遂行できるか
		車両の維持管理（清掃、点検、保管場所等）	10	具体性があり、業務を安全かつ確実に遂行できるか
		運搬時の交通安全対策、飛散及び悪臭対策	10	具体性があり、業務を安全かつ確実に遂行できるか
		中間処理施設の場所、広さ	10	生活環境保全上必要な立地及び広さを確保し、業務を安全かつ確実に遂行できるか
		中間処理施設の飛散、流出及び悪臭対策	10	具体性があり、業務を安全かつ確実に遂行できるか
		人員配置（技術管理者、維持管理、処理作業等）	10	具体性があり、業務を安全かつ確実に遂行できるか
		社員教育	5	業務を遂行するうえで、方針、教育、職場環境は適切か
		労務管理	5	業務を遂行するうえで、方針、教育、職場環境は適切か
処理計画	100	処理方法	40	具体性があり、業務を安全かつ確実に遂行できるか
		資源化率向上計画	30	具体性があり、資源化率を向上させる提案となっているか。
		中間処理残渣の処理方法	30	適正処理かつ最終処分量を低減化させる提案となっているか。

危機管理	25	緊急時の連絡体制	5	具体性があり、適切な対応となっているか
		交通事故時の対応	5	具体性があり、適切な対応となっているか
		悪天候時の対応	5	具体性があり、適切な対応となっているか
		社員緊急欠勤時の対応	5	具体性があり、適切な対応となっているか
		車両トラブル時の対応	5	具体性があり、適切な対応となっているか
町民への対応	20	車両運転時の対応	10	具体性があり、適切な対応となっているか
		クレーム時の対応	10	具体性があり、適切な対応となっているか
行政への対応	25	本町の環境施策への協力	5	趣旨を理解した的確かつ積極的な提案であるか
		地域貢献	5	趣旨を理解した的確かつ積極的な提案であるか
		緊急時への備え	15	趣旨を理解した的確かつ積極的な提案であるか
新規提案	60	業務効率化の提案	15	具体的で、実効性のある先進的な提案であるか
		環境負荷（温室効果ガス）低減の提案	15	具体的で、実効性のある先進的な提案であるか
		プラスチック資源循環促進	30	具体的で、実効性のある先進的な提案であるか
合計	300			

※評価は５段階で行うが、評価基準に沿った提案がない場合の配点は０とする。

（４）最低基準点

受託候補者として選定されるには、合計得点が満点（審査委員人数×５００点）の６０％以上であること。

（５）審査結果の通知

審査結果は参加者に文書で通知する。なお、審査内容に関する問合せには応じない。

（６）選定結果の公表

選定結果については、次の事項を町ホームページで公表する。

ア　受託候補者の名称、所在地、総得点

イ　参加事業者数

ウ　受託候補者以外の総得点

９　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（１）参加資格要件を満たさなくなった場合

（２）提案書等が期限までに提出されなかった場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）評価の公平性に影響を与える行為があった場合
（５）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10　契約手続

町は、提案書等に基づいて、業務の履行に必要な具体的な契約内容、仕様書、履行条件等について受託候補者と協議を行う。その際、仕様書の内容を一部変更する場合がある。

協議が整った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であれば随意契約を締結する。この見積書の徴取回数は制限しないものとする。

なお、受託候補者との協議が不調となった場合は、次点候補者を新たな受託候補者として選定する。

11　その他

（１）応募者は、提案書等の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
（２）提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。
（３）提出書類の作成等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
（４）提出書類は、返却しない。
（５）提出書類は、受託候補者の選定以外の目的で使用しない。
（６）提出書類は、個人情報を除き、藍住町情報公開条例等に基づき公表する場合がある。
（７）提案書等の著作権は、作成者に帰属する。ただし、本プロポーザルの実施に必要な範囲において無断無償で複製することがある。なお、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果、生じた責任は提案を行った応募者が負う。
（８）町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
（９）参加申込書の提出者がいない場合又は適切な提案がない場合は、本件プロポーザルを中止する。
（10）参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 10 号）を提出すること。

12　提出・問合せ先

所在地　〒771-1292　藍住町奥野字矢上前５２番地１
　　藍住町役場　生活環境課
電話　　(088) 637-3116
電子メール　kankyou@aizumi.i-tokushima.jp